

「関西広域産業ビジョン」推進会議設置要綱

(目的)

第1条 関西広域連合の分野別広域計画である「関西広域産業ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を実効あるものとする 것을 目指し、ビジョンに掲げる戦略等に基づく具体的な取組の検証、評価に対する助言を受けるとともに、関係機関との連携を深め、さらなる事業推進につなげるため、有識者等で構成する「関西広域産業ビジョン」推進会議（以下、「推進会議」という。）を広域産業振興局内に設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について指導・助言を行うものとする。

- (1) ビジョンに基づく具体的な取組の評価・検証に関すること。
- (2) 今後の広域産業振興局の取り組むべき課題等の検討に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者の中から、関西広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体
- (3) 前各号に掲げる者のほか、関西広域連合長が必要と認める者

2 推進会議は、必要に応じて専門の事項について調査・検討を行うため、専門部会を置くことができる。この場合において、関西広域連合長は、第1項の規定に準じて別に委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再度の委嘱を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 推進会議に座長及び座長代理を置き、座長は、委員の互選によってこれを定め、座長は座長代理を指名する。

- 2 座長は、推進会議を総理する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(開催)

第6条 推進会議は、関西広域連合広域産業振興局長が招集する。

- 2 広域産業振興局長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議に関する事務は、関西広域連合広域産業振興局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、広域産業振興局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。